

2022年度 環境経営レポート

(2022年3月1日～2023年2月28日)



～人も自然も輝く未来に～

予防法務で
中小企業の環境経営を支援します

弁護士法人赤津法律事務所

2023年4月20日

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

ごあいさつ

私は、四大公害訴訟の頃、テレビで、被害住民の方々が大企業に勝訴するのを見て感動し、弁護士を志しました。

弁護士登録以来、環境裁判や弁護士会活動を通じて、環境問題に取り組んできました。そのなかで、地域の環境保全には地域経済の問題が大きく関わっていることが見えてきました。

当事務所は、弁護士事務所として地域経済の維持発展に貢献するため、地域経済を支える中小企業を、予防法務を通じて、その環境経営を支援します。

当事務所は、エコアクション21に取り組むことで自ら襟を正し、中小企業環境経営の普及啓発を事務所の使命とすることで、志ある中小企業家の方々とともに、人も自然も輝く未来、豊かで美しく多様性のある地域社会、を目指します。

2023年3月吉日 弁護士法人 赤津法律事務所

代表社員 赤津 加奈美



《経営理念》

私たちは、人も自然も輝く未来を、目指します。

〈環境経営方針〉

環境法を専門とし、予防法務を通じて、地域経済の発展と地球環境の保全に貢献します。

〈環境行動指針〉

1. 環境関連法規制や当事務所が約束したことを順守します。
2. 以下について具体的な環境目標を定め、活動計画を立て、継続的改善に努めます。
 - ①脱炭素社会のための省エネルギー
 - ②循環型社会のための省資源、廃棄物の削減
3. 環境法と予防法務の知識研鑽に努め、環境経営やコンプライアンス経営の支援、普及、啓発、に取り組みます。

制定日：2005年12月13日

改定日：2016年4月7日

改定日：2021年5月1日

代表社員 赤津 加奈美

□登録事業所の概要

事業者名及び代表者名 弁護士法人赤津法律事務所
代表社員 赤津加奈美
所在地 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6-8 堂島ビルディング 618号

環境保全関係の責任者及び担当者連絡先
環境管理責任者 大川 章江
連絡先 TEL06-6366-1003

事業内容 弁護士業務、中小企業のための予防法務、環境経営支援

事業の規模 売上高 1,700万円／年
従業員 2名(2023年3月現在)
事務所床面積 51.70m²
事業年度 毎年3月1日～翌年2月28日
認証登録範囲 全組織



弁護士法人赤津法律事務所 実施体制図及び役割・責任・権限表

- ・環境経営に関する統括責任
- ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備
- ・環境管理責任者を任命・環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知
- ・環境目標・環境活動計画書を承認
- ・代表者による全体の評価と見直しを実施
- ・環境経営レポートの承認

代表者(代表社員)

赤津 加奈美

- ・環境経営システムの構築、実施、管理
- ・環境関連法規等の取りまとめ票の作成
- ・環境目標、環境活動計画書原案の作成
- ・環境活動の取組結果を代表者へ報告
- ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施
- ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施
- ・環境経営レポートの作成、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付)
- ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
- ・環境活動の実績集計
- ・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚
- ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

環境管理責任者
(事務局)

大川 章江



環境目標とその実績

当事務所における環境目標と実績は次のとおりです。

項目	年度	2013年	2019年	2020年	2021年	2022年		2023年	2024年
		(基準)	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)
二酸化炭素排出量 総量(kg-CO ₂)		2275 (100%)	1,623 (71.3%)	1,554 (68.3%)	1,524 (67%)	1,593 (70%)	1,629 (71.6%)	1,524 (67%)	1,456 (64%)
電力	総量 (kWh)	2,845 (100%)	2,247 (78.9%)	2,169 (76.2%)	2,033 (71.4%)	1,991 (70%)	1,934 (67.9%)	1,906 (67%)	1,821 (64%)
	都市ガス (m ³)	400 (100%)	235 (58.8%)	221 (55.3%)	239 (59.8%)	280 (70%)	310 (77.5%)	268 (67%)	256 (64%)
廃棄物排出量 総量(kg)		46 (100%)	39 (84.7%)	33 (71.7%)	25 (54.3%)	32 (70%)	21 (45.6%)	31 (67%)	29 (64%)
一般廃棄物	総量 (kg)	46 (100%)	39 (84.7%)	33 (71.7%)	25 (54.3%)	32 (70%)	21 (45.6%)	31 (67%)	29 (64%)

* %は基準年からの削減率です。

* 排水量は、共益費に含まれているためわかりません。

* 電力の二酸化炭素換算係数は、平成27年度関西電力の調整後排出係数0.496を使用しています。

* 活動期間は2016年度までは4月から3月でしたが、2017年度より事業年度に合わせ3月から2月に変更しました。

* 2021年度より、日本国削減目標に合わせ、基準年2013年に変更しました。

* 2021年度より2013年度比電力目標を70%(30%減)、都市ガス70%(30%減)廃棄物目標を70%(30%減)に変更しました。

上記の数値目標のほか、以下の取り組みを推進します。

- ① 中小企業への予防法務による環境経営支援
- ② 中小企業への環境経営普及(中小企業家同友会)
- ③ 環境問題NPO連携(NPO-CSCC: 土壌汚染コンソーシアム)
- ④ 情報発信(メルマガ「中小企業の環境経営を考えるブログ」配信)
- ⑤ 環境教育(法科大学院で環境訴訟講義)
- ⑥ 事務所内環境教育

環境活動の取り組み計画と評価

方針書	取り組み計画	達成状況	評価（結果と次年度の取組計画）
2-①	電力の削減 ・電子機器の適時更新 ・電子機器の節電モード活用 ・電子機器の不要時主電源OFF ・照明回路3列分割(不要時消灯) ・晴天日窓際照明列OFF ・不在時不在場所照明OFF ・FAX電源を業務時間外OFF	基準年度： 2,845kWh (2013年) 目標：1,991kWh 実績：1,934kWh 達成状況：○	<ul style="list-style-type: none"> 電力消費は、照明、電子機器、冷蔵庫です。 このうち照明が大きいので、3列に分割し、晴天時の窓際部分の消灯、不在場所の消灯、で節電できています。 業務時間内外を問わず、照明は執務場所の必要最小限にしています。 電子機器の節電モードや不要時の電源オフや消灯など、互いに声かけあって、臨機応変な節電をしています。 PCを最新の省エネ機種に入れ替えました。 ビルオーナーもLED化を検討中です。 目標は概ね達成できました。 次年度は目標をさらに3%減にします。
2-②	都市ガスの削減 ・冷暖房設定温度28度20度 ・ブラインドの活用 ・ウォームビス/クールビス ・扇風機の導入 ・ひざ掛け、室内履き ・執務デスクの夏冬引越し ・遮熱カーテンの導入 ・温湿度計の活用	基準年度：400m ³ (2013年) 目標：280m ³ 実績：310m ³ 達成状況：×	<ul style="list-style-type: none"> 都市ガス消費は、テナントビルがガスヒートポンプを導入しているため、冷暖房暖房空調器によるものです。 冬20度・夏28度を目安に、羽を調整しながら、体感適温になれば切っています。 執務室では、窓際と奥側の2つの机で、夏用、冬用、と引越しています。 冬は、執務室の遮熱カーテンの効果が大きかったと思います。温湿度計の活用に加え、膝掛け、スノーブーツ、ウォームビスで、空調に頼るより快適でした 夏は服装の工夫と扇風機併用で、クールビス、をしています。 来客時は、お客様優先で、空調で室温を整え、服装も失礼のないようにきちんとしています。 昨年度は、猛暑厳寒だったのか、何故かガス使用量が全体に増えてしまいました。 目標値が厳しく、今年度は達成できませんでした。 次年度は節ガスと快適を両立しながら、更なる削減に努力します。
2-②	一般廃棄物の削減 ・弁当持参・不要な購入抑制 ・データクラウド化 ・メール活用 ・ペーパーレス複合機 ・新聞電子版・雑誌購読抑制 ・原則両面コピー ・事務手順マニュアル化	基準年度：46kg (2013年) 目標：32kg 実績：21kg 達成状況：◎	<ul style="list-style-type: none"> 書面や資料の送付はスキャンデータのメール送信にし、FAX送信はほぼなくなりました 民事裁判IT化が急速に進んでいるので、コピーやFAXはさらに減る見込みです。 両面コピー原則、ミスコピー削減マニュアル化、で紙ゴミを削減しました。 お弁当持参が定着し、コンビニ弁当ゴミは無くなりました。 プラゴミ分別を始め、テナントビルの分別にも協力しています。 無駄な購入をさらに減らします。 PC大型モニターによる画面上でのデータ処理にも慣れ、プリントアウトが減りました。 目標は達成できました。 次年度は目標をさらに3%減にします。
2-②	節水	共益費に含まれているため把握不可	共有水道の利用も節水を心がけ、トイレも無駄な排水はしません。
2-②	グリーン購入 ・環境配慮型商品購入	達成状況：◎	COOL CHOICEに賛同しています。リサイクル用紙や紙製綴具ファイルを購入、利用しています。

方針書	取り組み計画	達成状況	評価（結果と次年度の取組計画）
3	<p>環境経営の普及・啓発</p> <p>①中小企業に対する予防法務による環境経営支援</p> <p>②中小企業に対する環境経営の普及・啓発（中小企業家同友会）</p> <p>③環境問題NPO連携（NPO-CSCC：土壌汚染コンソーシアム）</p> <p>④情報発信（メルマガ配信「中小企業の環境経営を考えるブログ」）</p> <p>⑤環境教育（大阪大学法科大学院「公法訴訟」で環境訴訟講義）</p> <p>⑥事務所内環境教育</p>	<p>①中小企業に対する予防法務による環境経営支援 ご相談など顧問先コンタクトを毎月カウントしています。 WEBによる満足度などアンケートを実施しています。 会社資料の開示共有もお願いしています。</p> <p>②中小企業に対する環境経営の普及・啓発 中小企業家同友会の、中同協環境経営委員会委員長、大阪同友会環境経営部会部会長、を務めています。</p> <p>③環境問題NPO連携 NPO-CSCC（土壌汚染コンソーシアム）の会員です。</p> <p>④情報発信 事務所ホームページで「中小企業の環境経営を考える」ブログを掲載しています。中小企業経営や環境問題に関する話題を毎月2題更新し、メルマガとして配信しています。</p> <p>⑤環境教育（法科大学院で環境訴訟講義） 大阪大学法科大学院の「公法訴訟」の講師を務めています。</p> <p>⑥事務所内環境教育 毎月2回の事務所会議で、環境問題と関係分野の勉強会を行っています。</p>	<p>① コンタクト数は着実に増えています。 満足度評価も高いです。 資料共有先も増えました。</p> <p>② 中同協の方針や提言の立案に参画しました。大阪同友会の環境経営部会にも貢献しています。</p> <p>③ 土壌汚染に関するセミナー参加とともに、セミナー講師も務めています。</p> <p>④ 引き続き毎月2題の発信をやり続けることができました。</p> <p>⑤ 自身が取り組んだ環境訴訟3題を法科大学院生に講義しています。</p> <p>⑥ 事務局の環境問題や情勢問題の知識も増え、環境経営支援を軸とする事務所経営方針に対する理解と確信が深まっています。</p>

総括（代表者の見直し）

従前から取り組んできた、環境問題と中小企業運動を発展的に融合させ、「中小企業に対する予防法務による環境経営支援」を当事務所の使命としています。2015年4月に経営理念として方向性を定め、2017年7月に経営方針として明確にしました。

予防法務による環境経営支援は、主に顧問会社に対するものです。

この間の働きかけもあり、日常的な経営法律相談は量質ともに増え、顧問先との信頼関係は着実に深まっています。

昨年度は、コロナ禍を機に取り組んだDXを継続し、事務所データのクラウド化、情報収集や事務処理のオンライン化、など、データと業務のデジタルイゼーションをほぼ完了しました。

民事裁判IT化も急速に広まっていますが、対応できています。

デジタル化は、紙ごみの削減、事務的業務の削減や効率化、顧問先対応や情報収集の迅速化、効率化、にも貢献しています。

削減目標は、2030年に2013年比で約半減を目指し、今後毎年3%削減としました。

環境経営方針実施体制については従前どおりで進めます。

今後はさらに、顧問先に対する予防法務支援の確立、デジタル化をさらに進めるとともにソフトウェアの導入も積極的に進め、予防法務・環境経営支援のデジタルトランスフォーメーションに取り組みます。

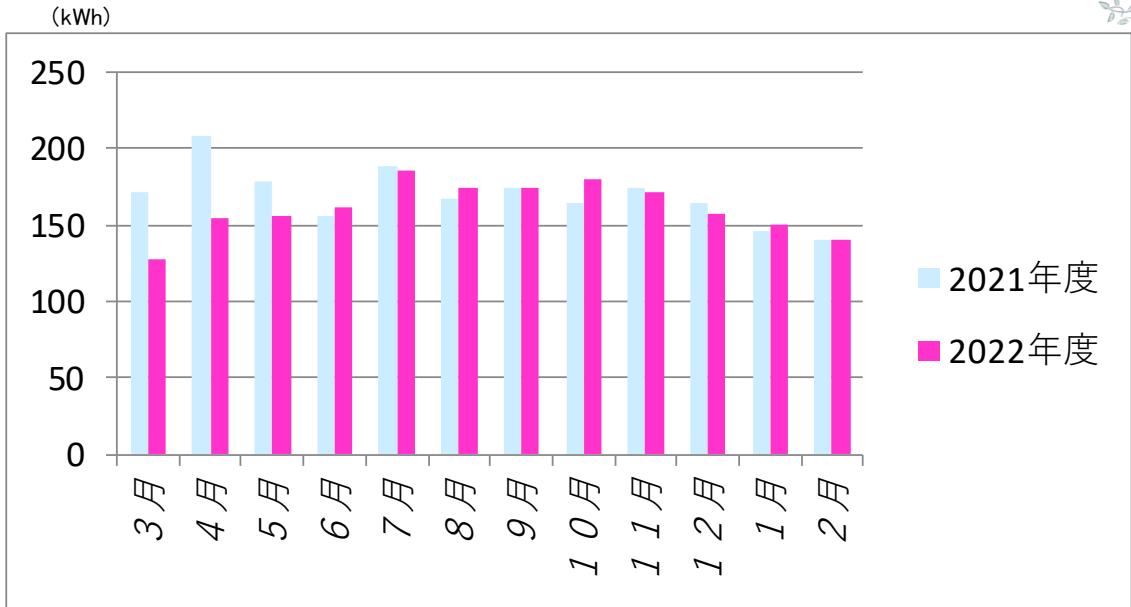
環境関連法規制等の順守状況

法規制等の名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	条項	関連条例等による規制	該当する設備・項目
		(法律、規則 施行令)		
廃棄物処理法	市町村で定める方法に従い分別	第2条の4	大阪市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物
容器包装リサイクル法	市町村で定める方法に従い分別	第4条	大阪市分別収集計画	容器包装(金属、紙、プラスチック、ガラスびん、ペットボトル等)
小型家電リサイクル法	分別し、再資源化を適正に実施するものに引き渡すように努める	第7条		パソコン廃棄時
家電リサイクル法	廃棄時に再資源化となるよう処理	第6条		冷蔵庫廃棄時

環境関連法規制等の順守状況の定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。
また、過去3年間にわたって、関係当局からの指摘や訴訟もありませんでした。

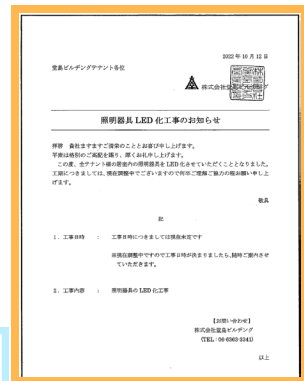


<電気>



電気 (KWh)		昨年度 比率 (%)	
2021年度	2022年度		
3月	171	127	74%
4月	208	154	74%
5月	179	156	87%
6月	156	156	104%
7月	188	185	98%
8月	167	175	105%
9月	174	175	101%
10月	165	180	109%
11月	175	172	98%
12月	164	157	96%
1月	146	150	103%
2月	140	141	101%
合計	2033	1934	95%

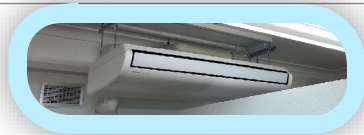
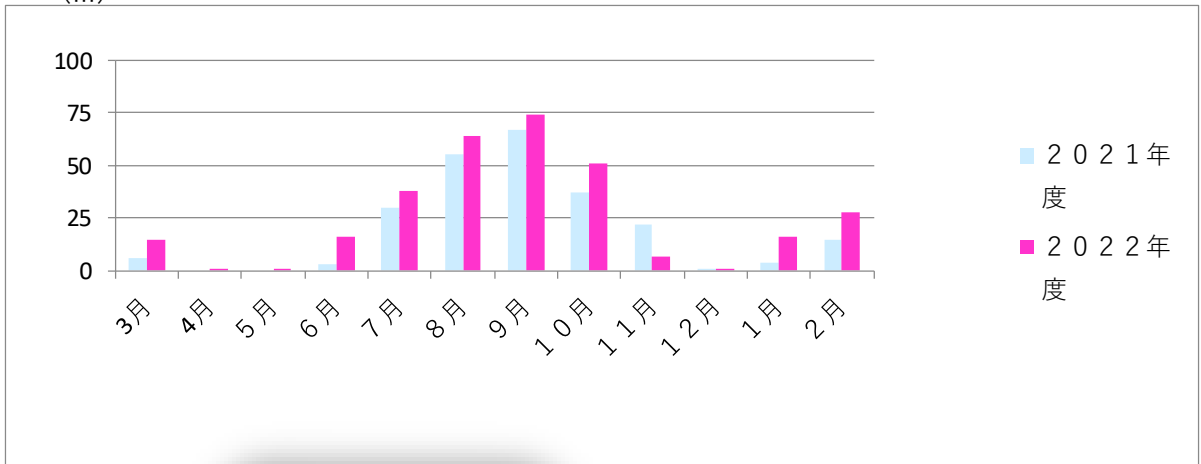
- ・晴れて明るい日は窓際の列(下の写真の一番奥)の照明を消しています。
- ・業務時間内外を問わず、照明は執務場所の必要最小限にしています。
- ・電子機器の節電モードや不要時の電源オフや消灯など、互いに声かけあつて、臨機応変な節電をしています。
- ・PCを最新の省エネ機種に入れ替えました。
- ・ビルオーナーもLED化を検討中です。
- ・次年度は目標をさらに3%減にします



<都市ガス>

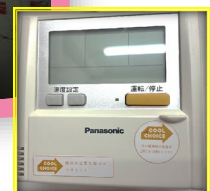


(m³)



冷暖房ガス(m ³)			
	2021年度	2022年度	昨年度 比率(%)
3月	5.5	14.7	267%
4月	0	0	100%
5月	0	0	100%
6月	3	16.1	537%
7月	29.6	37.9	128%
8月	55.3	64.3	116%
9月	66.7	74.4	112%
10月	37.4	51.2	137%
11月	22	6.8	31%
12月	0.9	0.4	44%
1月	3.9	15.9	408%
2月	14.5	27.4	189%
合計	238.8	310	130%

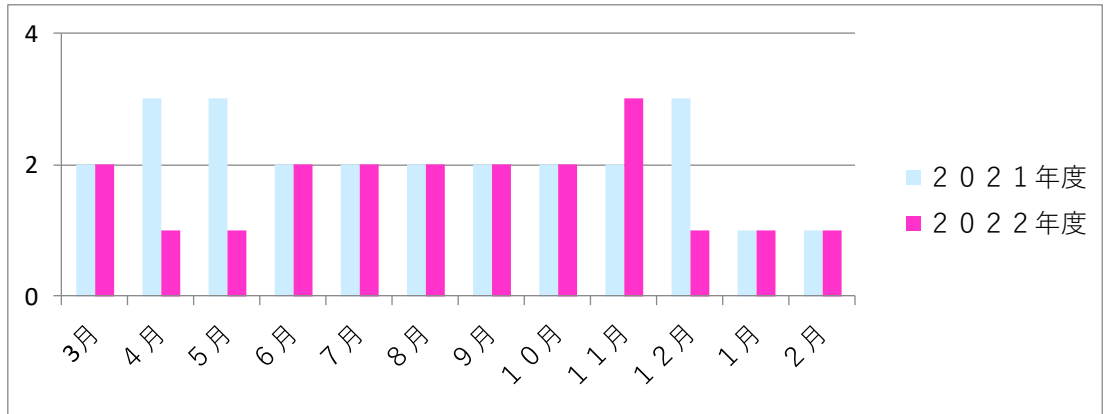
- ・ガス使用は空調(左の写真)です。
冬20度・夏28度を目安に、羽を調整しながら、体感適温になれば切っています。
- ・執務室では、窓際と奥側の2つの机で、夏用、冬用、と引越しています。
- ・執務室は、窓からの外気影響が大きいので、冬は遮熱カーテンを設置(下の写真をしています)。
- ・冬はモフモフ防寒(ひざ掛け、上着、スノーブーツ)、夏は服装の工夫と扇風機併用で、ウォームビズ、クールビズ、をしています。
- ・来客時は、お客様優先で、空調で室温を整え、服装も失礼のないようにきちんとしています。
- ・昨年度は、猛暑厳寒だったのか、何故かガス使用量が全体に増えてしまいました。
- ・節ガスと快適を両立しながら、削減に努力します。



<一般廃棄物>

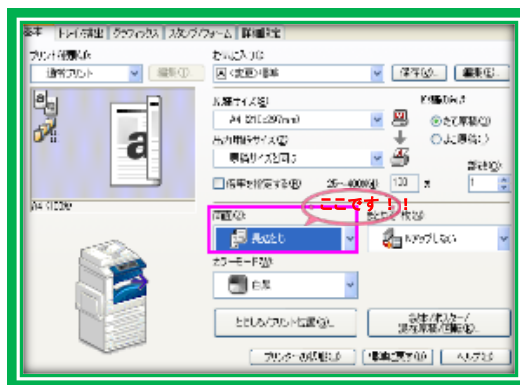


(kg)



一般廃棄物(kg)			
	2021年度	2022年度	昨年度 比率(%)
3月	2	2	100%
4月	3	1	33%
5月	3	1	33%
6月	2	2	100%
7月	2	2	100%
8月	2	2	100%
9月	2	2	100%
10月	2	2	100%
11月	2	3	150%
12月	3	1	33%
1月	1	1	100%
2月	1	1	100%
合計	25	20	80%

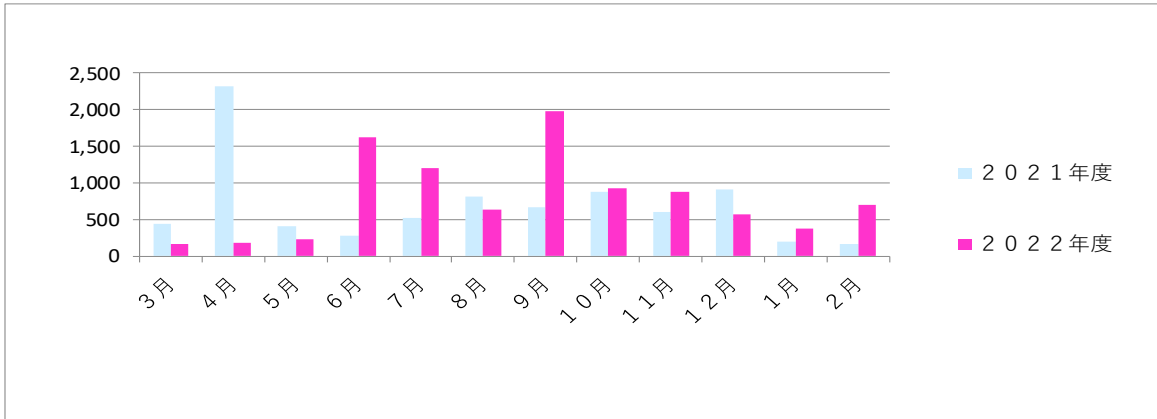
- ・ 書面や資料の送付はスキャナーデータのメール送信にし、FAX送信はほぼなくなりました
- ・ 民事裁判IT化が急速に進んでいるので、コピーやFAXはさらに減る見込みです。
- ・ 両面コピー原則(写真)、ミスコピー削減マニュアル化、で紙ゴミを削減しました。
- ・ お弁当持参(写真)が定着し、コンビニ弁当ゴミは無くなりました。
- ・ プラゴミ分別(写真)を始め、テナントビルの分別(写真)にも協力しています。
- ・ プラゴミの分別は引き続き徹底します。
- ・ 無駄な購入をさらに減らします。



＜一般廃棄物削減としてのコピー用紙使用量削減の取り組み＞



(コピーカウンター量)



紙使用量(コピーカウンター量)			
	2021 年度	2022 年度	昨年度 比率(%)
3月	447	165	37%
4月	2317	173	7%
5月	409	233	57%
6月	278	1622	583%
7月	521	1206	231%
8月	819	632	77%
9月	674	1976	293%
10月	880	925	105%
11月	605	872	144%
12月	903	577	64%
1月	192	367	191%
2月	165	700	424%
合計	8210	9448	115%

- ・紙使用量をコピーのカウンター数で計量しています。
- ・紙使用量は事件業務に左右されます。
- ・民事裁判IT化が進められていますが、昨年はまだ進んでいない分野の裁判があったため、増えてしまいました。急速に進んでいるので、今後は削減も進むと思います。
- ・スキャンデータ化や大画面での操作などに慣れてきましたので、さらにオンライン化を進めます。



中小企業の環境経営

当事務所の使命



日本の自然は、そこに生活してきた人々によって、護られ、育まれてきました。

地域の自然環境は、地域社会や地域経済と共生してきたのです。

中小企業は、地域に仕事を創り、納税でインフラを賄い、地域の社会と経済を支えています。

中小企業もまた、地域社会、地域経済、そして地域の自然環境と共生しています。

中小企業の環境経営とは、このような、地域の社会、経済、歴史や文化、自然環境と共生する、持続可能な経営のことだと考えます。

当事務所は、このような中小企業を予防法務によって護り、経営の安定的な維持・発展を法的側面から支援します。

中小企業経営者の方々に、アフターコロナ(AC)は、グリーン(G:環境)でサステナブル(S:持続可能性)な未来社会へのトランフォーメーション(X:再構築)、すなわち、 $AC=DX(GX+SX)$ の方向性を示しながら、脱炭素・2030カーボンハーフ+2030ネイチャーポジティブの環境経営を啓発、普及します。

当事務所の予防法務



当事務所は、顧問契約により、予防法務で環境経営を支援しています。

中小企業が地域と共生しながら持続可能に経営を維持・発展させるには、コンプライアンスを推進し、紛争や裁判を回避する、予防的法務支援が不可欠です。

当事務所は、顧問会社さまと日頃から、経営者ご自身はもちろん、後継者、経営幹部の方々も含めた、会社ぐるみのお付き合いをしています。

これにより、コンプライアンスの課題やリスクを早めに発見し、事前に紛争を回避できます。

■ 平日48時間以内の迅速・的確な回答

予め就業規則など会社資料を共有させていただいています。

法律問題か否かに関わらず、日頃から気軽にご相談やお問い合わせをいただけます。

平日48時間以内に回答しています。

ご相談の方法は、メールや電話の他、TeamsやZoomによるオンラインも可能です。

■ オンライン定例面談

定例のオンライン面談を設定して、経営者のお考えや会社の近況報告もうかがっています。

■ 社内研修、セミナー

新法・改正法への対応や、社内の法的な課題について、社内研修、社外・顧客向けのセミナーも行っていきます。

■ Formsによる顧問会社さまアンケート

顧問会社さまへのアンケートをFormsで年1回実施しています。

■ 顧問会社さま資料のデータ化クラウド化

日頃のご相談に迅速・的確に対応するため、会社資料データを共有し、クラウドで保管し、整理しています。

事業年度ごとに見直し、更新して、常に最新にしています。

中小企業家同友会での活動



中小企業家同友会は、「よい会社」「よい経営者」「よい経営環境」を目的としています。

大阪府中小企業家同友会では環境経営部会の部会長として、中小企業家同友会全国協議会(中同協)では環境経営委員会の委員長として、中小企業に環境経営を普及、啓発しています。

中同協環境経営委員会

環境経営委員会として「同友エコアンケート(環境経営・エネルギーシフト・SDGsに関するアンケート)」を継続実施しました。

応募回答数、実施同友会数、ともに、昨年より少し増やすことができました。

大阪同友会環境経営部会

オンライン活用により、コロナ以前の活動をほぼ復活することができました。

植樹祭(中央環状線沿い近畿道高架下の緑化活動、主催は「命の輝き共生の森計画推進協議会」)では、将来の桜並木づくりの移植を行いました。



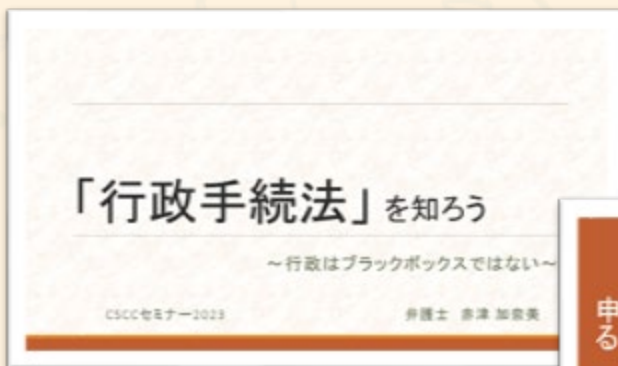
NPO土壤汚染コンソーシアムでの活動



NPO土壤汚染コンソーシアムの会員として、セミナーに参加して、研究者の方、調査会社やゼネコンの方、行政の方、から、土壤汚染の対策や規制の実務や技術の知見を学んでいます。

また、年1回、弁護士として、土壤汚染対策法や汚染土地取引を巡る法律知識に関するセミナーを講演しています。

今年は、土壤汚染対策法の手続きにも関係の多い、行政手続法について、お話ししました。



中小企業の環境経営を考えるブログ



環境経営、予防法務、環境法、環境問題に関する話題を
赤津法律事務所HP (<https://akatsu-lpc.jp/>) に掲載、
毎月1回、メールマガジンで配信しています。

人も自然も輝く未来に

中小企業の環境経営を予防法務で支援します。

ご挨拶



私は、子供の頃、裁判で、大企業といえども公害責任が課せられるのを見て、弁護士を志しました。

水俣第2ダム事件、阪神なんば線事件、再エネ発電所価格公算、などの環境裁判を担当し、一貫して、公害・環境問題に取り組んでまいりました。

中小企業家同友会にも参加し、ライフワークである環境問題の視点から中小企業運動に携わるうち、中小企業の環境経営こそ日本の未来を開く鍵だと確信するに至りました。

当事務所は、中小企業環境経営の普及を使命とし、社会的責任を自覚して実践しようとする中小企業経営者の皆さまを、予防法務で支援します。

弁護士 赤津 加奈美

事務所概要

中小企業の環境経営とは

環境経営というと、設備投資や社会貢献などお金がかかるもの、と思いませんか？



中小企業の社会貢献は、雇用と納税です。
地域の人を雇って、納税で地域の生活インフラや教育を支えます。
納税も雇用も、利益を継続できる健全で安定した経営が前提です。

当事務所が考える「中小企業の環境経営」とは、事業活動における環境配慮だけでなく、循環型の地域経済を担う中小企業の持続可能な経営をいいます。地域社会、地域経済、地域環境、が統合されたバランスのよい持続可能性です。

なので、この「中小企業の環境経営を考える」ブログでは、社会的責任を自覚して実践しようとしておられる中小企業経営者の皆さまに向けて、経営に関する環境問題のみならず、貴社の健全で安定した経営に役立つテーマや情報を広く取り上げていきます。

中小企業経営者の皆さまは、ぜひ、自社の社会的存在意義に自信を深めていただきたい。

自社の社会的責任を自覚してより良い会社になりたいと日々努力を重ねておられる経営者の皆さまを当事務所は精一杯応援しています。

次のキーワードは「ネイチャーポジティブ」

3月31日、「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定、発表されました。

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画で、平成7年に最初の策定が為され、今回は第6次となります。

今回の特徴は、昨年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に合わせていることです。

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2050年ビジョン「自然と共生する世界」のもと、2030年ミッション

「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」が掲げられ、2030年ターゲットとして「陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECM(保護地域以外で性保全に資する地域)により保全(30by30目標)」などが定められました。

「昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造」をわかりやすくまとめてくれています。

下請け振興基準とパートナーシップ宣言

最近、取引先で「パートナーシップ構築宣言」をしたところはありませんか？

今まで何かとイジメられてきた中小企業経営者の方々には、「また外面の良いことだけ言って。どうぞカッコつけてろ！」なんて思っておられる方も多いかもしれません。

でも、今、時代は変化しています。

この「パートナーシップ構築宣言」、案外、中小企業にとって使い道があるように思います。

「パートナーシップ構築宣言」の中核部分は、下請中小企業振興法が第3条で定める「振興基準」を、親事業者として順守する旨を公に宣言するものです。

下請中小企業振興法は、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です(第1条)。

「振興基準」とは、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者の振るべき一般的な基準として経済産業大臣が定めるもので、内容は、発注書面の交付その他の方法による親事業者の発注分野の明確化及び親事業者の発注方法の改善に関する事項、や、対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項、を定めるものとされています(第3条)。

事業継続力強化計画認定

事業継続力強化計画の認定を令和3年6月に
取得しました。

- ① 事務所データのクラウド化
- ② 自宅でも事務所同様の業務可能
- ③ 公共交通機関不通でも出所可能
- ④ 非常時連絡手段を確保
などが主な対策です。



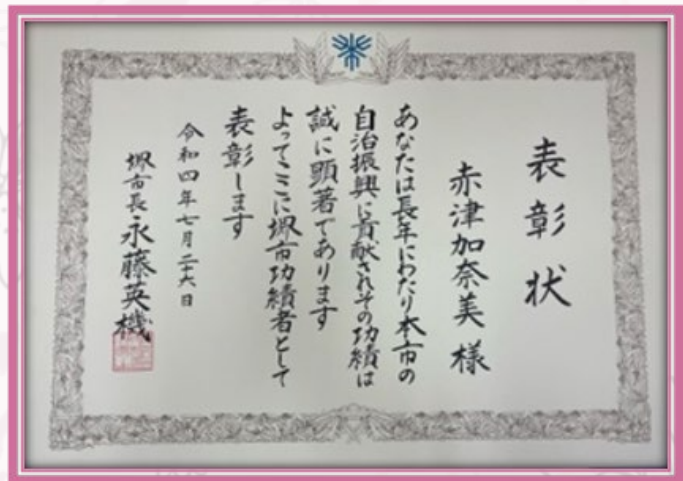
日常業務でも常態化させて機能させています

堺市 功績者表彰

長年、堺市の個人情報保護審
議会の委員長など、審議会・審査
会の委員を、弁護士会推薦で、
務めさせていただきました。

お世話になったご担当の方々
の推薦で、功績者表彰をいただ
きました。

迅速かつ公正な処理を心がけ
てきたことを、ご担当の方々に評
価していただけたことが、本当に
うれしいです。



令和4年度 堺市功績者表彰

令和4年度堺市表彰式
令和4年7月29日 堺市民芸術文化ホール

SDGsの普及

顧問をさせていただいている団体で、去年は、パワハラ防止法セミナーの実施、と、SDGsをテーマとした4回連載の寄稿、をさせていただきました。

SDGs いろはのい

弁護士 赤津加奈美(組合顧問)

「地球環境あってこそ人間社会」

この連載の目的は、SDGsは、国連の、2015年までに世界で17の目標を達成(17)達成すべきとしたミレニアム目標MDGに、地球環境問題と先進国も共通する社会問題も含めて設定された、と説明しました。内容は、地球環境問題が加えられた経緯、と、思かになった人々が目指すべき社会像について、つまりMDGのSDGに置き換わった経緯、をお話します。

地球環境問題の議論は、1972年のストックホルムで開催された「国連人間開発会議」に始まります。機軸による森林被害を北極圏問題にしました。その後、経緯が不明の、二国間で定まる議論をまわりました。1992年の国連の「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会1984)」が

後に世界でようやく実現に踏み出したのが1992年のリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際会議(リオサミット)」です。リオ宣言とその行動計画「アジェンダ21」が採択され、地球環境の2大問題、気候変動と生物多様性についての条約が採択されました。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、2013-14年の第5次報告書で、温暖化の原因は人間活動に在るとして、温暖化は21世紀から2470年の間で約2℃を予測しました。SDGsと同じ2015年、気候変動に関する枠組条約COP21は、温暖化レベルを産業革命前より2℃未満とする(1.5℃に抑える)努力を途上国と合わせての2次排出削減を定める「パリ協定」を採択しました。2018年のIPCC第5次評価報告書は、この目標達成には温暖化ガス排出量を2030年までに半減、2050年には実質ゼロ(カーボニュートラル)にすべきことを示しました。現在では産業革命前より1.5℃以上上がってきていること、各国の現状の削減目標では達成できていない。今や人類は、自ら排出する温室効果ガスによって、自らの存続の危うい状況に陥っています。海と陸の国、気候変動に特異(SDGs13)しつつある中でいかなる社会像SDG7と共有する将来世代に引き継がれるべきか。

SDGs いろはのい

弁護士 赤津加奈美(組合顧問)

「SDGsを取り組めよう」

自社サイトにわが社のSDGの取組みのページを設けておられるところも多いと思います。マスコミ報道でも「取組み事例の紹介が少いですが、本来、SDGはPDCAを回して実務を目指すゴールです。SDGの17のゴール(目標)とそれを具体化した169のターゲットはよく知られています。実はもう一つ、23の指標、もあります。経営分析でいうKPI(Key Performance Indicators)と同じです。23の指標は国連のグローバル目標で、全世界の目標達成度を測る指標です。なので、そのまま日本や自社に当てはめるのは難しいですが、SDGとKPIの相関を、ゴールとターゲットを設定して終わりではなく、その実現に向けた指標の設定と工程表の作成も併せておこないます。自社のSDGゴールを決定するとき、現在の事業と17のゴールを見比べてみて、ウチこれやってみよう、って感じの一致点からスタート。自社にないものをどうするか。SDGの真意はステークホルダーに伝わり、自社の現状とSDGの理念とのギャップこそ、責任の所在、のびしろ、のびろです。SDGで自社の課題を覆り、その実現を目指す過程が自己啓蒙になります。

毎年発表される世界のSDG進捗ランキングで、日本は185か国中19位という過去最高の順位になりました。4分野、9指標(環境、社会、公正、経済)で評価されるのが、SDG進捗率です。12分野と生産、13気候変動、14海の豊かさ、15陸の豊かさ、17パートナーシップに具体的な課題があると考えました。日本は人間性という強みに一歩一歩進んでいくことができます。自社の現状も17ゴールに照らしてOKな評価項目が少なく、一部で終わりますが、課題の多い1と伸びしろと見えれば課題もあふれます。では、その伸びしろを測っていく方法は、そのゴールこそ、指標と工程表です。指標の設定の仕方は、結果における変化と評価です。例えば、上司と部下とのコミュニケーションの評価が低かった理由は、女性管理職数、男性管理職数、13気候変動では、化石燃料燃焼とメタン削減による二酸化炭素排出、輸入品に依存する海外調達品割合、でした。このように具体的な指標を自社の実情に合わせて設定し、そのための行政部門と人事管理の計画を立てます。そして、その工程表の方法は、SDGの16の目標のうち、目標1公正、と、17パートナーシップです。経営者のリーダーシップと従業員とのパートナーシップ、これらをうまく繋いごしながら、理想の自社の実現を目指していきましょう。

社外セミナーを実施

廃棄物処理の顧問会社さまの、お取引先など排出事業者様向け社外セミナーとして、プラスチック資源循環促進法(昨年4月施行)について、毎月1回、講演させていただきました。





今年度のテーマ

●事務所会議 月2回

事務所会議を月2回定例化しています。

- 経営計画の進捗状況の確認
- 環境問題、情勢、法律実務、の勉強会
- 事務処理などの打合せをしています。

- 勉強会は、新聞や雑誌などから記事を抜粋し、読み合わせながら、代表者による解説も交えて、勉強しています。
- 弁護士と事務局の、情勢認識や環境知識の共有に役立ち、事務所の経営指針に事務所全体で確信を深めることに貢献しています。

環境問題

- ・SDGs
- ・核融合
- ・広域送電網
- ・再エネへの投資
- ・自動車の脱炭素化
- ・人口と世界

法律問題

- ・裁判IT化
- ・懲戒事案

時事問題

- ・AI
- ・ウクライナ侵攻
- ・オリンピック賄賂
- ・学校崩壊
- ・中小企業家しんぶん
- ・改正電子帳簿法

◆事務処理マニュアル

事務処理マニュアルを実践し、実践に基づいた継続的改善をしています。

事務処理の正確、迅速、効率、に、貢献しています。

